

子ども・子育て支援新制度に係るニーズ調査の実施について

1. 目的

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は、国の示す基本指針に即して、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。

事業計画策定にあたり、基礎となる、「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な、「今後の利用希望」を把握するため、子どもの保護者を対象として「ニーズ調査」を実施する。

2. 概要

子ども・子育て会議における審議等を経て、国から示された「基本指針」の概ねの案及び各市町村が実施する利用希望把握調査の調査票イメージが示された。

市町村では、これらを踏まえて、具体的な実施内容を決定し、調査を実施することになる。

(1) 調査対象（案）

対象者	配付数	想定回収数	ページ数	対象児童数
① 就学前児童の保護者	2,000	1,000 (50%)	30P 程度	約 6,100 人
② 小学生の保護者	2,000	1,000 (50%)	25P 程度	約 6,300 人

(対象児童数は H25 年 3 月末時点)

※対象者は、無作為抽出（予定）

※配付数・想定回収数・ページ数は、現段階の想定である。

(3) 調査方法：郵送による配付及び回収

(4) 実施スケジュール（予定）

- ・ 9 / 10 第 2 回 防府市子ども・子育て会議 ※調査票の検討
- ・ 9 月中旬 調査票内容確定
- ・ 10 月上旬 調査票発送（10 月中旬締切）
- ・ 10 月～12 月 調査票集計・分析
- ・ 12 月 調査結果報告（速報）

※国の動き等により、変動の可能性あり。